

市・府民税申告の申告は和泉市ホームページから!!

和泉市ホームページにて、申告書の作成・送信ができるようになりました。
 なお、データ送信にはスマートフォン・マイナンバーカードが必要となります。
 市・府民税額、ふるさと納税限度額の試算もできますので、ご活用ください。

詳しくは
こちらから



パソコン・スマホで申告書の作成



WEB上で送信 市役所へ

令和7年度 市・府民税等の税制改正について

1 子育て世帯・若者夫婦世帯に対する住宅ローン控除の拡充

令和6年12月31日時点において、次の①から③までのいずれかに該当する者が、認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合の借入限度額を下表のとおり上乗せすることとされました。

- ① 年齢が40歳未満であって、配偶者を有する者
- ② 年齢が40歳以上であって、年齢が40歳未満である配偶者を有する者
- ③ 年齢が19歳未満の扶養親族を有する者

認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合の借入限度額

住宅の区分	改正前	改正後
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

※住宅ローン控除の適用条件等について
 詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

国土交通省
ホームページ



※確定申告、住宅ローン控除の適用に関する手続きについては、
泉大津税務署 (TEL: 0725-33-5601) へお問い合わせください。

2 同一生計配偶者に係る定額減税 (令和7年度のみ適用)

令和6年分の個人住民税に係る合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の納税義務者で、市民税・府民税所得割が課税される方のうち、令和6年12月31日時点において、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者(※)(国外居住者を除く)を有する人に対して、1万円の定額減税を実施します。

- ※控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者とは
- ▶ 納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者(国外居住者を除く)の合計所得金額が48万円以下の者。
 (令和6年度における定額減税では対象外)

税のお知らせ

申告の受付が
始まります!

確定申告のお知らせ

※確定申告のお問い合わせは、下記泉大津税務署へ

令和6年分の**確定申告**は、ご自宅等から
マイナンバーカードを利用した
スマホでの**申告**をお願いします。

スマホは
こちらから



確定申告 検索 www.keisan.nta.go.jp

当会場では、原則、ご自身のスマホで申告書を作成していただきますので、**スマホ**及び**マイナンバーカード**(2種類のパスワード ①数字4桁と②英数字6~16文字以下)をご持参ください。

会場 テクスピア大阪1階 泉大津市旭町22-45

開設期間 令和7年2月17日(月)から
 令和7年3月17日(月)まで
 土・日・祝日は開設していません。

相談受付時間 午前8時30分から午後4時まで
 (相談開始は9時から)

※会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

LINEから事前発行できるほか、会場で当日発行します。

※**早めに相談受付を終了**する場合があります。

※泉大津税務署内には、申告書作成会場は開設していません。

※**テクスピア大阪**では、電話によるお問い合わせはお受けしていません。

※会場専用の駐車場はありません。



確定申告についてのお問い合わせは
 泉大津税務署 TEL 0725-33-5601

書面で確定申告書等を提出する皆様へ

- 令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行いません。
- 申告書等の正本(提出用)のみを提出していただきますよう、お願いします。
- 郵送により提出する場合は、泉大津税務署ではなく右記の郵送先に送付願います。

申告書郵送先
 〒540-8543
 大阪市中央区大手前1丁目5番44号
 大阪合同庁舎1号館
 大阪国税局業務センター大手前分室

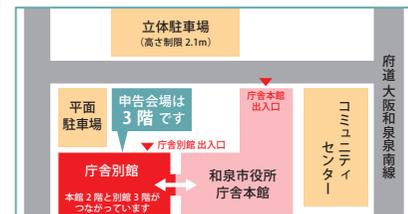
市・府民税申告会場

※確定申告の相談はできませんので、ご注意ください。

会場 和泉市役所庁舎別館
 3階会議室3-1

開設期間 令和7年2月17日(月)から
 令和7年3月17日(月)まで
 ただし、土・日・祝日を除く

受付時間 午前9時から午後5時15分まで



※駐車場は有料ですが、別館利用者は2時間まで無料になりますので、

申告会場内にてサービス券をお受け取りください。(以降は30分ごとに100円)

※申告会場は大変混雑します。混雑緩和のため、**郵送、和泉市ホームページからの申告にご協力ください。**

郵送での申告については②ページ、ホームページからの申告は④ページをご覧ください。

住民税や軽自動車税などの市税は、児童や高齢者などの社会福祉をはじめ教育、ごみの収集処理、道路や公園の整備など地域社会の共同の貴重な財源となっています。

市・府民税の申告について

期間：2月17日（月）から3月17日（月）まで

令和7年1月1日現在、本市に在住している人は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得について、市・府民税申告書の提出をお願いいたします。

◆ **市・府民税申告の必要がない人**（申告が必要かどうかの参考として右ページの要否チェックシートをご利用ください。）

- 所得がなかった人。（※注意）
- 所得税の確定申告を提出する人。
- 収入が給与のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がある人。
- 収入が公的年金等のみで、申告する控除がない人。

※注意：所得がなかった人は、申告の義務はありませんが、所得証明書等の発行や国民健康保険料・国民年金（免除）・就学援助・児童扶養手当・保育料・就園奨励費補助金・公営住宅等の申請（算定）等の手続きのため必要となる場合があります。

非課税通知書の発送は令和5年度をもって廃止しています。

申告に必要な書類（該当するもの）

1 令和6年中の収入金額を証明する書類

- 給与及び公的年金の源泉徴収票等

2 所得控除を受けるための書類

- 社会保険料の納付証明書又は領収書
- 生命保険料・地震保険料等の控除証明書
- 医療費控除の明細書
- その他控除を証明するもの（身体障害者手帳等）

3 マイナンバー記載書類及び本人確認書類

医療費控除の申告をする方へ



令和3年度より医療費控除を申告する際の提出書類が変更となりました。年間の医療費を計算した明細書、もしくは医療費通知書等を添付してください。領収書のみ持参の場合は、申告を受けつけることができませんのでご注意ください。

郵送による申告のご案内

申告書に必要な事項を記入していただき、自署又は記名押印のうえ、市民税担当までお送りください。また、申告書は和泉市役所ホームページ（<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>）からダウンロードしていただくことも可能です。

（添付資料が足りていない場合や記載不備がある場合については、内容の確認のお問い合わせをさせていただくことや所得控除等が適用できない場合がありますのでご注意ください。）

注意 控えが必要な人は、返信用封筒（切手を貼って、住所・氏名を記載したもの）を同封してください。

市・府民税の申告についてのお問い合わせ
和泉市役所 市民税担当

0725-99-8108（直通）

◎申告期間中は大変混雑が予想されます。申告に関する電話等での問い合わせは、できるだけ申告期間前にお願いします。

申告の要否チェックシート

1 【税務署の確定申告】が必要かどうかを確認

下記①～⑤のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告が必要です。

- ① 公的年金等の収入金額の他に20万円を超える所得があり、所得税を納税する必要がある人
- ② 公的年金等の収入金額が400万円を超えており、所得税を納税する必要がある人
- ③ 給与をもらっている人で、その他の所得金額（退職所得は除く）が20万円を超える人
- ④ 給与等を2か所以上からもらっていて、副業の給与収入金額とその他の所得金額の合計が20万円を超える人
- ⑤ 事業主や不動産オーナー等で所得税を納税する必要がある人

確定申告の注意点

◆ ふるさと納税ワンストップ特例について

ふるさと納税でワンストップ特例制度を利用された人でも、次の場合は特例申請分を含めて確定申告してください。

- 医療費控除等により確定申告をする場合
- 寄附先の自治体が6団体以上ある場合
- 複数の市町村にふるさと納税をしたが、1つでも特例申請書の提出を忘れた場合

◆ 上場株式等に係る配当所得・株式等譲渡所得の確定申告について

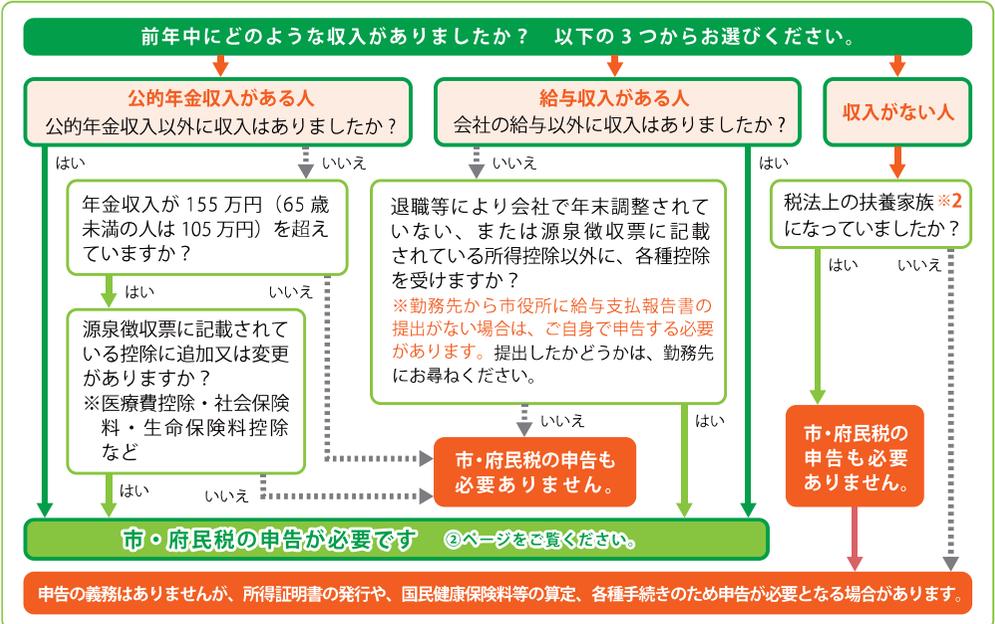
上場株式等の配当所得・株式等譲渡所得は、既に源泉徴収されているため確定申告を要しませんが、申告をすることで配当控除や源泉徴収税額の還付を受けることができる場合があります。

（申告する場合は、市・府民税の合計所得に参入されるため、健康保険料などに影響があります。）

※市・府民税の納税通知書送達後に確定申告をされた人は、市・府民税の配当控除や源泉徴収分の還付等は受けられませんのでご注意ください。

2 【市・府民税の申告】が必要かどうかを確認 ※1

上記①～⑤該当しない人でも、市・府民税の申告が必要か確認してください。



※1 このチャートは申告が必要かを簡易に確認する目安として作成しておりますので当てはまらない場合もあります。

※2 「税法上の扶養」とは1年間の合計所得金額が48万円以下（例：給与収入で103万円以下）の親族で、他の人の扶養になっていないことが要件です。生計を一にしていれば別居の人でも扶養親族の対象となります。健康保険の扶養や扶養手当の扶養とは要件が異なります。